

## JRR-3 設工認申請書と保安規定の関係

設工認申請書での説明			保安規定該当条文	保安規定審査基準	下部規定*	
その1	廃液貯槽の漏えい検知器	漏えい検知器 センサー ケーブル(信号、電源)	なお、本申請において新設する漏えい検知器、センサー及びケーブル(信号、電源)については、別途定める手順に従い、(2)及び(3)に示す機能及び検出方法を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・設置場所、数量等の管理の実施 ・機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合の措置
	JRR-3内の通信連絡設備	スピーカ内蔵型端末 スピーカ外付型端末 固定電話 携帯電話	なお、スピーカ内蔵型端末、スピーカ外付型端末、固定電話及び携帯電話については、別途定める手順に従い、(3)に示す機能を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・設置場所、数量等の管理の実施 ・機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合の措置
	モニタリングポスト	モニタリングポストに用いる非常 用発電機	当該非常用発電機のタンクには、連続運転時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量を保管しておくことを保安規定等下部要領に定めることとする。	第2編 第38条第7項	試験炉規則第15条第1項第8号 1. 2. 試験炉規則第15条第1項第10号 1. 2.	【放射線管理手引】(3次文書) ・モニタリングポストの機能維持(非常用 発電機の燃料量)に係る点検内容、点 検頻度(週1回)等
その7	安全避難通路、避難用照明、誘導標識及び誘導灯	保安灯 誘導標識又は誘導灯	なお、保安灯等については、別途定める手順に従い、(2)に示す機能を有するものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項	試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・設置場所、数量等の管理の実施 ・機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合の措置
	1次冷却材補助ポンプ本体の浸水について	内部溢水に対する1次冷却材補助 ポンプの浸水に係る説明書	一般系配管からの漏えいは、流量は小さいものの原子炉の自動停止が働かないため、原子炉運転中の確認間隔を2時間とすることで、1次冷却材補助ポンプが浸水するまでの間に所要の措置を行うことが可能であり、1次冷却材補助ポンプが機能を喪失することはない。 なお、原子炉運転中における原子炉建家地階の床面浸水の確認頻度については、別途保安規定等で定めるものとする。	第5編 第5条第1項第8号 第26条第1項	試験炉規則第15条第1項第6号 4. (1) 試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・原子炉建家地階における溢水発生の有無の確認(2時間毎)及び制御室周辺の溢水を確認したときの措置 ・内部溢水発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・内部溢水発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
	1次冷却材補助ポンプ電源盤の浸水について	内部溢水に対する1次冷却材補助 ポンプの浸水に係る説明書	床面の浸水は目視で確認することが容易であり、運転員が即座に所要の措置を採ることが可能である。原子炉運転中の確認間隔を2時間とすることで、1次冷却材補助ポンプ電源盤が水没するまでの間に所要の措置を行うことが可能であり、1次冷却材補助ポンプ電源盤が機能を喪失することはない。 なお、原子炉運転中における原子炉建家地階の床面浸水の確認頻度については、別途保安規定等で定めるものとする。	第5編 第5条第1項第8号 第26条第1項	試験炉規則第15条第1項第6号 4. (1) 試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・原子炉建家地階における溢水発生の有無の確認(2時間毎) ・内部溢水発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・内部溢水発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
その9	静止型インバータ装置	静止型インバータ装置の溢水対策として設置するマンホール蓋	JRR-3原子炉施設内で消火栓を用いて消火活動を行う必要がある場合は、まず、原子炉を停止させる。	第5編 第59条の2	試験炉規則第15条第1項第6号 ハ 6. 試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・原子炉停止に係る判断・措置(屋内消火栓設備を用いて消火活動を行う場合を含む) ・火災(内部火災)発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・火災(内部火災)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
			なお、当該マンホール蓋については、別途定める手順に従い、排水能力がGF-AR 600相当品であるものと交換できることとする。	第5編 第32条の2第2項	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1) 試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・設置場所、数量等の管理の実施 ・機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合の措置
その10	保管廃棄施設	JRR-3原子炉施設で発生した 固体廃棄物を放射性廃棄物処理場 へ引き渡すまでの流れに係る 説明書	JRR-3原子炉施設で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの流れ等については、保安規定及び下部要領に定めることとする。また、JRR-3原子炉施設内で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、本申請に係る保管廃棄施設で保管するときは、各保管廃棄施設の保管能力の範囲内で保管することを保安規定に定めることとする。	第2編 第46条の2 第47条 第5編 第71条第1項	試験炉規則第15条第1項第13号 1.	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・固体廃棄物を放射性廃棄物処理場に引き渡すまでの保管の実施、巡視頻度【放射性廃棄物等の管理要領】(4次文書) ・管理区域境界における線量の管理方法 ・放射性廃棄物の引き渡しまでの保管場所、保管方法等
その12	冠水維持機能喪失時用水給 水設備		対応手順等についての詳細は、保安規定等下部要領に定めることとする。	第5編 第5条の2	試験炉規則第15条第1項第14号 1. 2. 3. 5. 6. (1)~(3) 8. 9 試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)口、(2)~(4)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・非常用排気設備、電源が喪失した場合の措置 ・BDPA事象発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・BDPA事象発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) 【事故時等対応要領】(4次文書) ・原子炉建家内給水の判断、方法等 ・原子炉建家外給水の判断、方法等 【非常用防護資機材管理要領】 ・給水に必要な資機材の管理方法・点検頻度
	原子炉建家の1区画ビット から原子炉プールへの給 水(汲上対策)について	冠水維持機能喪失時用水給水設備の有効性に関する説明書	人員は、可搬型ポンプ等の準備のために最低2名の配置が必要であるが、JRR-3原子炉施設運転時には常時4名の運転員が常駐しており、2名が現場対応、2名が制御室での監視、通報連絡対応とすることで十分対応可能である。	第5編 第3条第1項、第2項		
	原子炉建家外から原子炉 プールへの給水について	冠水維持機能喪失時用水給水設備の有効性に関する説明書	人員は、可搬型ポンプ等の準備のために最低2名の配置が必要であるが、JRR-3原子炉施設運転時には常時4名の運転員が常駐しており、2名が現場対応、2名が制御室での監視、通報連絡対応とすることで十分対応可能である。	第5編 第3条第1項、第2項		
	給水手順について	冠水維持機能喪失時用水給水設備を用いた対策の実現性に関する説明書	原子炉建家内給水作業想定時系列 建家内給水作業の手順 原子炉建家外給水作業想定時系列 建家外給水作業の手順 サイフォンブレイク弁手動操作の手順 1次冷却材止め弁手動閉操作の手順	第5編 第5条の2		
その13	森林火災		評価範囲の内側に森林が拡大しないこと	第5編 第5条第1項第8号 第32条の3第1項	試験炉規則第15条第1項第15号 1. (1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・森林火災により施設へ影響を及ぼすおそれがあった場合の点検及び通報連絡の実施、正常復帰のための措置 ・森林火災発生に備えた樹木の管理の実施 ・外部事象(森林火災等)発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・外部事象(森林火災等)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) 【自然現象対応要領】(4次文書) ・森林火災情報の収集方法 ・施設へ影響を及ぼす森林火災があった場合の点検内容(点検箇所)、点検後の報告及び通報箇所の明示 ・樹木の管理に係る方法、点検の頻度 ・森林の拡大を確認した場合の措置

竜巻飛来物	「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性	当該竜巻で安全施設に損傷を与えるような飛来物の飛来防止対策を行う。	第5編 第5条第1項第8号 第32の3第2項	試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・竜巻が通過した場合又は通過したおそれがある場合の点検及び通報連絡の実施、正常復帰のための措置 ・竜巻発生に備えた管理の実施 ・外部事象(竜巻)発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・外部事象(竜巻)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) 【自然現象対応要領】(4次文書) ・竜巻発生情報の収集方法(竜巻ナウキャストの運用) ・竜巻が通過した場合又は通過したおそれがある場合の点検内容(点検箇所)、点検後の報告及び通報箇所の明示 ・竜巻飛来物の管理(ワークダウンの頻度、竜巻飛来物が確認された場合の措置)
内部溢水		屋内消火設備を用いた消火活動に伴う溢水に関しては、JRR-3原子炉施設内で屋内消火設備を用いて消火活動を行う必要がある場合は原子炉を停止させる。	第5編 第59条の2	試験炉規則第15条第1項第6号 ハ 6. 試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・原子炉停止に係る判断・措置(屋内消火栓設備を用いて消火活動を行う場合を含む) ・火災(内部火災)発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・火災(内部火災)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
		制御盤は設置場所(中央制御室)に溢水源がなく、他の区画から原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがある溢水が流入するような場合には、手動にて原子炉を停止することができる。	第5編 第5条第1項第8号 第59条第3項	試験炉規則第15条第1項第6号 ハ 6. 試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・制御室周辺の溢水を確認したときの措置 ・内部溢水発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・内部溢水発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
	安全保護系検出器に係る内部溢水影響評価及び内部火災影響評価に関する説明書	没水に対しては、別途定められた頻度で1次冷却材補助ポンプ電源盤周囲の溢水の有無を確認する	第5編 第5条第1項第8号 第26条第1項	試験炉規則第15条第1項第6号 ロ 4.(1) 試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・原子炉建家階における溢水発生の有無の確認(2時間毎) ・内部溢水発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・内部溢水発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上)
	内部溢水の滞留が想定される区画の塗装に係る説明書	各施設の塗装について補修等の必要性が生じた場合は、当該塗装と同等以上の性能を有するものにより行うこととする。	第5編 第5条第1項第8号 第59条第1項及び第4項	試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1) 試験炉規則第15条第1項第17号 1.	【施設管理実施計画】 ・機能維持確認のための点検、検査等の方法、実施頻度等 【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・設置場所、数量等の管理の実施 ・機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合の措置
内部火災	内部火災に対する原子炉停止後30秒の冷却の確保に関する説明書	原子炉建家については、発火性物質及び引火性物質の持込を管理しており、原子炉建家内にそれらを保管する場合には金属製の容器に収納している。	第5編 第5条第1項第7号 第5条第1項第8号	試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)イ	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・可燃物(発火性物質及び引火性物質)持ち込みに係る管理方法 ・火災(内部火災)発生に備えた運転要員(4名)の配置 ・火災(内部火災)発生時の対応に係る教育訓練の実施(年1回以上) 【可燃物管理要領】(4次文書) 可燃物を施設へ持ち込む場合の措置
外部事象		外部事象によるモニタリングポストの機能喪失時の代替手段については、別途、保安規定等下部要領に定めることとする。	第2編 第37条第3項	試験炉規則第15条第1項第8号 1.2. 試験炉規則第15条第1項第10号 1.2.	【放射線管理手引】(3次文書) ・モニタリングポストが機能喪失した場合の管理方法(代替手段(可搬型サーベイメータ)、運用方法等)
	原子炉建家、使用済燃料貯蔵室、燃料管理施設、使用済燃料貯蔵施設、実験利用棟、排気筒、原子炉制御棟の構造(外部事象影響(竜巻))に関する説明	竜巻飛来物により防護対象施設の外壳となるシャッターが損傷を確認した場合は、別途定める手順に従い、正常状態に復帰するよう措置を講じる。	第5編 第5条第1項第8号 第59条第4項	試験炉規則第15条第1項第6号 ハ 6. 試験炉規則第15条第1項第15号 1.(1)	【JRR-3本体施設運転手引】(3次文書) ・自然現象発生後の点検において異常を確認した場合、正常状態に復帰させるための措置

\*:各下部規定の品質マネジメント文書体系を「参考」に示す。